

大阪市水道局告示第4号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

令和7年1月17日

大阪市水道局長 谷川友彦

名称	所在地	指 定 日
西山総建株式会社	大阪市西成区旭3丁目9番24号	令和6年 12月31日
勘玄テクノス	大阪市城東区今福西2丁目17番36-801号	
株式会社ハーツ	大阪府堺市北区金岡町3035番地	
アクアプラス	大阪府富田林市若松町西1丁目1850番地	
株式会社浪都	大阪市旭区今市1丁目18番19号	
阪和水道土木株式会社	大阪府岸和田市西大路町54番地の11	

（水道局工務部給水課）